



兵 労 発 基 1121 第 3 号
令 和 7 年 11 月 21 日

兵庫地方労働審議会
会 長 櫻 庭 涼 子 殿

兵 庫 労 働 局 長
金 成 真 一

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の
廃止決定について（諮問）

標記について、家内労働法第10条の規定に基づき、兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃（平成14年兵庫労働局最低工賃公示第1号）の廃止決定について、貴会の調査審議をお願いする。